明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○農林業センサス規則の一部を改正する省令（農林水産六九）　一
〔告示〕
○地方税法施行規則第十条第二項の送信に係る情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準（総務四二八）　一
○光ディスク等への給与支払報告書記載事項及び公的年金等支払報告書記載事項の記録に関する技術基準（同四二九）　五
○農林業センサス規則の規定に基づき農林水産大臣が定める件の一部を改正する件（農林水産二八七八）　五
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　二六
特殊法人等
日本放送協会落札者等関係　五三
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分関係
会社その他
会社決算公告

省令

○農林水産省令第六十九号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、農林業センサス規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

農林業センサス規則の一部を改正する省令

農林業センサス規則（昭和四十四年農林省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「調査」を「農林業センサス」に改める。

第一条の二（見出しを含む。）中「調査」を「農林業センサス」に改める。

第二条第三項第二号中「の規定による」を「に規定する」に改め、「以下同じ。」を削る。

第三条の見出しを「（農林業センサスの種類）」に改め、同条中「調査は」を「農林業センサスは」に改める。

第四条中「調査は」を「農林業センサスは」に改め、「二月一日」の下に「（別表において「調査期日」という。）」を加える。

第七条第一項中「八月一日」を「四月一日」に、「九月十日」を「五月十日」に改める。

第八条中「八月一日」を「四月一日」に改める。

第十条中「十二月一日」を「十一月一日」に改める。

第十五条第一項中「調査の」を「農林業センサスの」に改める。

第十六条第二項中「送付された」の下に「調査客体候補名簿」を加え、同条第六項中「五月二十日」を「八月二十日」に改める。

第十八条中「以下同じ」を「第十九条第一項において同じ」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告示

○総務省告示第四百二十八号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十条第三項の規定に基づき、同条第二項の送信に係る情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準を次のように定め、平成二十六年一月一日より適用する。

平成二十五年十一月二十一日

総務大臣　新藤　義孝

地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第10条第２項の送信に係る情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準

第１　用語の定義

１　提供者

地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第317条の６第５項第１号又は第６項第１号の規定により給与支払報告書記載事項又は公的年金等支払報告書記載事項（以下「記載事項」という。）を提供する者（当該記載事項を送信する者が税理士法（昭和26年法律第237号）第２条第１項第２号に規定する税務書類の作成を委嘱する場合にあっては、当該委嘱を受けた者）

２　指定法人

地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第10条第２項に規定する地方税関係の行政手続の迅速かつ的確な処理に必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行う法人であって総務大臣が指定したもの

３　電子署名

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第２条第１項に規定する電子署名